平成２１年（フ）第７３７号
福岡市東区社領１丁目７番４―101号
破産者　北島　敏美
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２８号
盛岡市黒石野２丁目９番12号　アネックス黒石野201号、旧住所盛岡市長橋町34番３号
破産者　小笠原重雄
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３４３号
茨城県笠間市吉岡１番地20
破産者　渡辺　　肇
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７号
茨城県牛久市刈谷町３丁目16番地２刈谷ロジナＢ202
破産者　木村　昭子
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
東京都多摩市永山６丁目１番地の13
破産者　永井　　裕
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５１号
新潟市東区山の下町18番11号
破産者　田村　　毅
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７４号
新潟県新潟市東区はなみずき２丁目８番17号
破産者　山崎　美香
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８２号
新潟市東区紫竹５丁目13番１号　宮田ハイツ４Ｒ―Ｂ号
破産者　有島　純則
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９５号
新潟市東区紫竹５丁目10番26号
破産者　佐藤　　充
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４０号
新潟市北区葛塚4668番地２
破産者　堀川　　悟
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第９１号
新潟県糸魚川市大字百川3281番地１
破産者　大滝　久男
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２０年（フ）第１８２６号
京都市左京区松ケ崎御所ノ内町４番地
破産者　杉本　　博
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１９９２号
大阪市東淀川区淡路３丁目８番44号　ピア瑞昌206号、破産手続開始決定時の住所京都市右京区山ノ内山ノ下町20番地４　マンションユーラク403号
破産者　田中　誠一
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１８５０号
広島県東広島市黒瀬町楢原551番地25、申立時の住所広島県東広島市黒瀬町楢原60番地88
破産者　中本　研造
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０８３号
広島市安芸区船越南２丁目９番17―304号
破産者　川西　範幸
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４３８号
山口県下関市古屋町１丁目６番19号
破産者　下田　文枝
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第１３８９号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北２丁目５番２号
破産者　梅野　義隆
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６０９号
福岡市早良区室見１丁目９番１―506号
破産者　黒川　豊治
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８０号
北海道室蘭市八丁平２丁目46番18号
破産者　佐藤　公彦
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
秋田市仁井田潟中町12番14号、住民票上の住所秋田市茨島４丁目８番10号
破産者　永澤ひろみ
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部